

箕面学力・体力・生活状況総合調査業務仕様書

平成25年度（2013年度）から5年間の「箕面子どもステップアップ調査（箕面学力・体力・生活状況総合調査）」に関する仕様書の業務については、以下のとおりの仕様とする。

業務（1）

1 業務名

箕面子どもステップアップ調査（箕面学力・体力・生活状況総合調査）実施業務

2 事業目的

毎年、子どもたち一人ひとりの各学年における学力・体力・生活の状況を把握・分析し、教員の指導力・授業力を高めるとともに、翌年度の各学年の指導・授業内容に反映させていくことにより、9年間を通して継続的かつきめ細やかに子どもたちの総合力の育成を進めるため、箕面市の児童生徒の学力、体力、生活・学習状況を調査する。

3 履行期限

契約日の翌日から平成30年3月31日

4 業務内容

次の業務内容を実施する。

- ア 学力調査及び生活状況調査における調査用紙の提供
- イ 学力調査及び生活状況調査における調査用紙配送及び回収
- ウ 学力調査及び生活状況調査の採点・集計・分析
- エ 学力調査における調査用紙の採点結果の返却
- オ 学力調査及び生活状況調査における分析結果の解説
- カ 全国学力・学習状況調査の抽出調査時の希望利用校における調査用紙の回収及び採点・集計
- キ 全国学力・学習状況調査の抽出調査時の希望利用校及び抽出校の分析及び個票作成
- ク 体力・運動能力、運動習慣等調査における調査用紙の提供
- ケ 体力・運動能力、運動習慣等調査における調査用紙配送及び回収
- コ 体力・運動能力、運動習慣等調査における集計・分析
- サ 授業評価アンケートにおける、アンケート用紙の提供、配送、回収及び集計
- シ 授業観察における、観察結果用紙の提供、配送、回収及び集計
- ス 学校評価における、評価用紙の提供、配送、回収及び集計
- セ 授業評価アンケート、授業観察及び学校評価についての制度設計及び改変
- ソ 各調査の箕面学力・体力・生活状況総合調査システムへのデータ移入
- タ 箕面学力・体力・学習状況総合調査システムのサポート保守業務
- チ その他アンケート実施における、回答用紙の提供、配送、回収及び集計

5 調査対象

市立小・中学校の、次のア及びイの全児童生徒を原則として対象とする。

ア 小学校 (14校) 第1学年～第6学年

(ただし、全国学力・学習状況調査の希望利用調査は、小学校6年生のみ実施する。)

イ 中学校 (8校) 第1学年～第3学年

(ただし、全国学力・学習状況調査の希望利用調査は、中学校3年生のみ実施する。学力調査は、中学校3年生は実施しない)

※ 学校名、所在地、学級数、児童生徒人数、教職員数は別表に記載。平成25年度以降の人数は、別途連絡。

6 調査内容

(1) 「全国学力・学習状況調査」の希望利用調査について

ア 国の調査内容

(2) 「学力調査」について

ア 小学校1年～2年・・・国語、算数、

3年～6年・・・国語、社会、算数、理科

※ 各教科40分の解答時間

イ 中学校1年～2年・・・国語、社会、数学、理科、英語

※ 各教科45分の解答時間

ウ 学習指導要領に基づいた調査内容であること。

エ 小学校、中学校ともに、当該学年の11月までの履修内容であること。

オ 基礎的・基本的な内容とそれらを活用して思考力、判断力、表現力を問う問題とすること。

カ 教科別に、観点・領域を設定し、観点・領域別の集計ができるように作成すること。

キ 選択式と記述・論述式を併用し、マークシート方式ではないこと。

ク 小学校及び中学校の国語、中学校の英語においては、リスニング問題を含むこと。

ケ 教科ごとに問題冊子が作成されていること。

コ 問題は前年度の実施分から全面改訂されていること。ただし、難易度は同等のものとする。

サ 問題冊子は調査実施後回収しないこと。学校が指導に活用できるものとする。

シ 問題冊子、解答用紙及び個人に返却される個票等児童生徒が持ち帰る用紙の表題は、「箕面子どもステップアップ調査（箕面学力・体力・生活状況総合調査）」と記載すること。

ス 問題冊子及び解答用紙のうち箕面市教育委員会が指定する数については、ルビ付き又は文字拡大したもの又はルビ付きかつ文字を拡大したものとする。

(3) 「生活状況調査」について

ア 出題内容は、自己認識、社会性、学級環境、生活・学習習慣等の諸側面等に関する内容とすること。

イ 40分程度の回答時間とすること。

ウ 箕面市独自の設問事項を追加できること。

エ 設問事項の選択肢については、最大10個とすること。

オ ア問題冊子、回答用紙及び個人に返却される個票等児童生徒が持ち帰る用紙の表題は、「箕面子どもステップアップ調査（箕面学力・体力・生活状況総合調査）」と記載すること。

カ 問題冊子及び解答用紙のうち箕面市教育委員会が指定する数については、ルビ付き又は文字拡大したもの又はルビ付きかつ文字を拡大したものとすること。

(4) 「体力・運動能力、運動習慣等調査」について

ア 文部科学省の「新体力テスト」実施要項に準ずるものとする。

イ 各小・中学校において実施した体力・運動能力、運動習慣等調査を活用する。

ウ 記録記入用紙ア及び個人に返却される個票等児童生徒が持ち帰る用紙の表題は、「箕面子どもステップアップ調査（箕面学力・体力・生活状況総合調査）」と記載すること。

エ 種目は箕面市教育委員会が決定するものとする。

(5) 「授業評価アンケート」について

ア 児童生徒が指導を受けているすべての教員についての評価を、児童生徒及び保護者が記入し、その結果を集計する。

イ 記入用紙は、選択式及び記述式とする。

ウ 質問項目については、箕面市教育委員会と協議のうえ決定する。また、学校独自の質問を追加できるものとする。

エ 調査用紙の出力、集計は、大阪府教育委員会作成の授業評価アンケートソフト（エクセル）を使用できるものとする。

(6) 「授業観察」について

ア 箕面市教育委員会及び学校の教職員が授業を観察し各項目について、観察者が記入する。

イ 記入用紙は、選択式及び記述式とする。

ウ 質問項目については、箕面市教育委員会と協議のうえ決定する。また、学校独自の質問を追加できるものとする。

(7) 「学校評価」について

ア 学校の教職員、保護者、児童生徒が学校について各項目について、記入する。

イ 記入用紙は、選択式及び記述式とする。

ウ 質問項目については、箕面市教育委員会と協議のうえ決定する。また、学校独自の質問を追加できるものとする。

(8) 「その他無記名アンケート」について

ア 児童生徒又は保護者又は教職員が、箕面市教育委員会が設定する項目について、記入する。

イ 記入用紙は、選択式及び記述式とする。

ウ 質問項目については、箕面市教育委員会と協議のうえ決定する。また、学校独自の質問を追加できるものとする。

エ 設問数は、最大20問までとする。

オ 回答対象者数の上限は、全児童生徒数と全教職員数を合計した人数とする。

7 調査について実施の手引

(1) 事業者が箕面市教育委員会と協議のうえ作成する。

(2) 調査実施時における具体的な作業手順を記載する。

8 調査実施時期

調査種類	実施時期
全国学力・学習状況調査	文部科学省実施と同じ
学力調査	12月～1月の間で箕面市教育委員会が決定する日
体力・運動能力、運動習慣等調査	5月～6月の間で箕面市教育委員会が決定する日
生活状況調査	5月～6月及び12月～1月の間で箕面市教育委員会 が決定する日（年度2回実施）
授業評価アンケート及び授業観察	1学期及び2学期の間で箕面市教育委員会が決定 する日（年度2回実施）
学校評価	2学期の間で箕面市教育委員会が決定する日
その他無記名アンケート	箕面市教育委員会が決定する日（年度2回を上限と して実施）

※全国学力・学習状況調査は平成25年度及び平成26年度は希望利用調査を実施しない。平成27年度以降においては、国の調査において抽出調査が実施された場合のみ実施。

9 調査票等の発送及び回収

(1) 調査票等の発送

全国学力・学習状況調査以外の調査における調査票等は、箕面市教育委員会が指示する日までに、各学校へ発送する。

(2) 調査票等の発送部数

ア 「学力調査」「体力・運動能力、運動習慣等調査」「生活状況調査」「授業評価アンケート」

	各学校	箕面市教育委員会
調査票（解答・回答用紙を含む）	児童生徒数＋予備（学級数×2部）	20
実施の手引	学級数＋3	20
帳票の見方	学級数＋10	20
取りまとめ票	学級数＋10	2
返信用送り状（着払い伝票）	1＋予備（1）	1

実施の手引き及び取りまとめ票は、電子媒体で箕面市教育委員会に送付する。

イ 「授業観察」「その他無記名アンケート」

	各学校	箕面市教育委員会
調査票（解答・回答用紙を含む）	回答者数	20
実施の手引	学級数＋3	20
取りまとめ票	学級数＋10	2
返信用送り状（着払い伝票）	1＋予備（1）	1

実施の手引き及び取りまとめ票は、電子媒体で箕面市教育委員会に送付する。

ウ 「学校評価」

	各学校	箕面市教育委員会

調査票（解答・回答用紙を含む）	児童生徒数×2＋予備（学級数×2部）	20
実施の手引	学級数＋3	20
取りまとめ票	学級数＋10	2
返信用送り状（着払い伝票）	1＋予備（1）	1

実施の手引き及び取りまとめ票は、電子媒体で箕面市教育委員会に送付する。

（3）調査票の回収

- ア 調査票は、箕面市教育委員会が指示する2つの日に回収を行う。
- イ 各学校からの集荷依頼により、事業者又は事業者が指定する運送業者が学校へ集荷を行う。
- ウ 集荷による回収に係る費用は事業者負担とする。

10 採点・集計・分析

採点、集計、分析は事業者が行う。加えて、次の分析を行い、以下の資料を提出すること。また、それぞれの資料については、調査結果及び分析されたデータ、グラフ等を示すこと。

（1）全国学力・学習状況調査

- ア 学校
 - 調査結果概況（正答度数分布、平均正答率、標準偏差）
 - 設問別調査結果（領域・観点別正答率、設問別正答率、類型別反応率）
 - 回答結果集計（児童生徒質問紙）
 - 解答・回答状況ローデータ（学級別・個人別解答・回答一覧）
 - 児童生徒の質問紙、学校質問紙と教科とのクロス集計
 - 実施概況（学校別・調査種目別実施人数、平均正答率）
- イ 児童生徒・保護者
 - 学力調査成績の個票

（2）学力調査

- ア 学校
 - 学年全体表 : 学年ごとの各教科の状況
 - 教科全体表 : 教科ごとの各学年の状況
 - 観点別全体表 : 全学年・全教科の「観点」別の状況
 - 「基礎・活用」全体表 : 全学年・全教科の「基礎」「活用」別の状況
 - 教科概要 : 学年／教科ごとのプロフィール
- イ 学年
 - 全教科 : 全教科の「基礎・活用」「問題内容」「領域」「観点」の状況
 - 問題情報 : 全教科の「設問属性情報」「正答率情報」の状況
 - 解答傾向 : 全教科の選択肢問題の正誤状況
 - 正答率度数分布 : 全教科の「クラス」別の状況
 - 成績順位 : 「教科」別の状況
- ウ 学級
 - 成績集計 : 全児童生徒ごとの全教科の「観点」及び「基礎・活用」別の状況
 - 成績一覧 : 全児童生徒ごとの「各教科」別の状況

解答状況 : 全児童生徒ごとの「各教科」別の状況

記述問題解答類型 : 全児童生徒ごとの「各教科」別の状況

エ 児童生徒

個人票 : 「教科」別、「問題内容」別、「基礎・活用」別の状況

(3) 学習状況・生活状況調査

ア 学年

学年／学級の概要 : 自己認識、社会性、学級環境、生活・学習習慣の状況

質問別クロス集計 : 学習意欲、学習習慣の状況

イ 学級

クラスにおける児童生徒の状況 : 2項目を軸とする散布図の状況

質問別の肯定率及び反応率とその比較の状況

質問別回答一覧 : 自己認識、社会性、学級環境、生活・学習習慣の状況

ウ 児童生徒

個人票

(4) 教科と学習状況・生活状況調査の関連資料

ア 学校

学年全体表 : 学年ごとの各種目の状況

種目全体表 : 種目ごとの各学年の状況

観点別全体表 : 全学年・全教科の「観点」別の状況

「基礎・活用」全体表 : 全学年・全教科の「基礎」「活用」別の状況

教科概要 : 学年／教科ごとのプロフィール

イ 学年

全教科 : 全教科の「基礎・活用」「問題内容」「領域」「観点」の状況

問題情報 : 全教科の「設問属性情報」「正答率情報」の状況

解答傾向 : 全教科の選択肢問題の正誤状況

正答率度数分布 : 全教科の「クラス」別の状況

成績順位 : 「教科」別の状況

ウ 学級

成績集計 : 児童生徒ごとの全教科の「観点」及び「基礎・活用」別の状況

成績一覧 : 児童生徒ごとの「各教科」別の状況

解答状況 : 児童生徒ごとの「各教科」別の状況

記述問題解答類型 : 児童生徒ごとの「各教科」別の状況

エ 児童生徒

個人票 : 「教科」別、「問題内容」別、「基礎・活用」別の状況

ア 学級

教科学力と生活・学習習慣を2軸とする散布図

教科学力と自己肯定感を2軸とする散布図等

イ 個人

学力と学習状況・生活状況調査の結果の一覧資料等

(5) 体力・運動能力、運動習慣等調査

ア 学級

調査種目の平均値、標準偏差等
運動習慣等に関する調査の回答状況等

イ 個人

当該児童生徒にかかる調査結果を提供すること。

(6) 授業評価アンケート、授業評価

ア 教員

質問項目別及び全項目の回答率、自由記述欄の記述内容

イ 学年

質問項目別及び全項目の回答率、自由記述欄の記述内容

ウ 学校

所属教員の質問項目別及び全項目の回答率、学校全体の質問項目別及び全項目の回答率

エ 市

質問項目別及び全項目の回答率、自由記述欄の記述内容

(7) 学校評価

ア 学年

質問項目別及び全項目の回答率、自由記述欄の記述内容

イ 学校

所属教員の質問項目別及び全項目の回答率、学校全体の質問項目別及び全項目の回答率

ウ 市

質問項目別及び全項目の回答率、自由記述欄の記述内容

1 1 成果物（調査結果等の資料）

(1) 成果物の種類、内容、部数及び納入先

ア 「全国学力・学習状況調査」「学力調査」「体力・運動能力、運動習慣等調査」「生活状況調査」

成果物の種類	最低限含む内容	媒体	部数	納入先
解答用紙	個人が記入した解答用紙もしくはその写しに、正誤を記入したもの 採点基準表	紙及び電子媒体	受験科目数 ／個人 電子媒体1 式／学校	児童生徒の 在籍校
個人帳票	個人の集計結果 観点別到達度 学習へのアドバイスやポイント 等	紙	1部／個人	児童生徒の 在籍校
学校帳票	学級の集計結果	紙及び	1校あたり	当該校

	学年の集計結果 ※学力向上の参考となる教材等も併せて送付すること。	電子媒体	紙2部 電子媒体1式	
教委帳票	市内各学校の集計結果 市全体の集計結果 集計前の個人データ 個人に配布した帳票データ	紙及び電子媒体	市に紙1部 電子媒体1式	箕面市教育委員会
システム取込用データ	システムが取り込むことができる形式のファイル	電子媒体	電子媒体1式	箕面市教育委員会

※ 個人帳票には、学校平均を記載しないものとする。

※ 電子媒体の形式は、箕面市教育委員会が指定するものとする。ファイルはパスワードで保護する。

※ システム取込用データは、業務（２）で構築する箕面学力・体力・生活状況総合調査システムで取り込むことができる形式のものとする。

イ 「授業評価アンケート」「授業観察」「学校評価」

成果物の種類	最低限含む内容	媒体	部数	納入先
学校帳票	学級の集計結果 学年の集計結果	紙及び電子媒体	1校あたり 紙1部 電子媒体1式	当該校
教委帳票	市内各学校の集計結果 市全体の集計結果	紙及び電子媒体	市に 紙1部 電子媒体1式	箕面市教育委員会
システム取込用データ	システムが取り込むことができる形式のファイル	電子媒体	電子媒体1式	箕面市教育委員会

※ 電子媒体の形式は、箕面市教育委員会が指定するものとする。ファイルはパスワードで保護する。

※ システム取込用データは、業務（２）で構築する箕面学力・体力・生活状況総合調査システムで取り込むことができる形式のものとする。

ウ 「その他無記名アンケート」

成果物の種類	最低限含む内容	媒体	部数	納入先
学校帳票	学級の集計結果 学年の集計結果	紙及び電子媒体	1校あたり 紙1部 電子媒体1	当該校

			式	
教委帳票	市内各学校の集計結果 市全体の集計結果	紙及び 電子媒体	市に 紙1部 電子媒体1 式	箕面市 教育委員会

※ 電子媒体の形式は、箕面市教育委員会が指定するものとする。ファイルはパスワードで保護する。

(2) 納入期限

調査票の事業者最終到着日から11日（土、日曜日及び祝日を除く）後に電子媒体でデータ分析したもの（全体集計）を、16日（土、日曜日及び祝日を除く）後に紙媒体でデータ分析したものを遅延なく納入する。（ただし、調査票確認の不備等に起因する場合を除く）

- (3) 業者が得た児童生徒が記入した解答用紙もしくはその写しで、箕面市教育委員会に納入する以外のもは、データの処理終了3ヶ月以内に消去、溶解処分等を行う。また、経年変化を知るために必要なデータについては、活用後すみやかに消去、溶解処分等を行う。
- (4) データ分析した結果を箕面市教育委員会に対して説明を行う。
- (5) 箕面市教育委員会が請求する資料については、箕面市教育委員会と協議の上、提供を行う。

1.2 箕面学力・体力・生活状況総合調査システムの保守

- (1) 業務(2)で導入する箕面学力・体力・生活状況総合調査システム及び業務(3)で調達する機器の円滑な運用を維持するために必要な作業をおこなう。
- (2) システムの運用支援として、適宜発生する事象などに関する電話相談対応、必要に応じたSEの派遣対応などを行うこと。
- (3) 契約期間中に行われる法改正に対応するためのシステムの改修については、可能な限り本業務の範囲内とし、別途経費を発生させないこと。なお、別途経費が発生する場合は、その理由を具体的に示すとともに、積算根拠を可能な限り詳細に示すこと。
- (4) 重要障害発生時は、可能な限り早急に問題の解決に努めることとし、遅くとも本市担当者の連絡があつてから24時間以内には問題を解決又は代替措置による運用が可能な状態とすること。
- (5) 重要障害発生時の対応方針や対応人員をあらかじめ明確にし、責任者を事前に報告すること。

業務(2)

1 業務名

箕面学力・体力・学習状況総合調査システム（以下「本システム」という。）構築業務

2 事業目的

箕面学力・体力・生活状況総合調査によって得られた調査結果データを蓄積し、様々な角度から分析を行うため、本システムの構築をおこなう。

3 履行期限

契約日の翌日から平成26年3月31日まで

4 履行場所

大阪府箕面市船場西他

5 業務内容

以下「6 プログラム内容」に指定する機能を持った本システムを導入し、稼働させるために必要な作業一切を含むものとする。

- (1) 各調査から提供されたデータを、管理するためのサーバー機を教育センター内に新たに設置し、既設地域 WAN（校務用ネットワーク）を活用して、当該サーバー機と各学校及び教育委員会事務局（市役所本庁舎及び教育センター）設置のクライアントをつなぐネットワークを構築する。
- (2) 箕面市の学齢簿のデータとの同期を毎月図る設定とする。
- (3) 箕面子どもステップアップ調査（箕面学力・体力・生活状況総合調査）の個々の結果データを集計・管理するプログラムの作成及び管理システムを構築する。

結果データは以下のデータとする。

- ① 児童生徒データ…氏名、ふりがな、住所、住民番号、生年月日、クラス、担任名、指導教員名、加入クラブ・部活等
 - ② 教員データ…教員名、職員番号、指導教科・学年・学級等
 - ③ 学力調査データ…教科正答率、観点別正答率、基礎・活用別正答率、問題類型別正答率、その他
 - ④ 生活調査データ…自己認識回答結果、社会性回答結果、学級環境回答結果、生活・学習習慣回答結果、学習意欲肯定値、自己肯定感と学級適応感散布図、自己肯定感と教科学力散布図、クラスの絆と家族・友だち・先生のささえ散布図、生活・学習習慣と教科学力散布図等
 - ⑤ 全国学力・学習状況調査におけるデータ
 - ⑥ 体力調査データ…各種目結果、各種目 T スコア、生活習慣等アンケート等
 - ⑦ 身体データ…身長、体重、他
 - ⑧ 授業評価アンケートデータ
 - ⑨ 授業観察データ
 - ⑩ 学校評価データ
 - ⑪ 英語能力判定テストデータ
- (4) 校務システムを構築する。
内容は、以下のとおりとする。
 - ① 授業時数管理
 - ② 指導要録管理
 - ③ 成績処理
 - ④ 通知表の作成
 - ⑤ 名簿作成機能
 - (5) システムの稼働に必要なソフトウェアをインストールする。
 - (6) 「箕面学力・体力・生活状況調査システム機器調達業務」において調達した機器を設置し、当該機器及び各学校、教育センターの校務用端末機に本稼働に必要な設定（ネットワークの設定や必要なテスト環境の構築を含む）をする。
 - (7) 本市職員への研修を実施する。
 - (8) 設計書、マニュアル（利用者向け、管理者向け）等、システムの稼働に必要なドキュメントを作成する。
 - (9) 箕面市が過去に実施した学力調査、生活状況調査、体力調査のデータを移植する。

6 プログラム内容

【システム構成要件】

- (1) 本システムは、箕面市学校情報ネットワークシステム内に設置するサーバーで動作し、WEBアプリケーションとして利用できるシステムであること。
- (2) クライアント機は、全小・中学校及び教育委員会事務局（市役所本庁舎及び教育センター）設置の校務用端末機とする。

【校務用端末機台数】

学校端末（小学校12校＋中学校6校＋小中一貫校2校） 合計 110台

市役所本庁舎端末 2台

教育センター端末 5台

- * 学校端末のうち小学校及び教育センターの校務用端末機は、平成25年7月から8月にかけて配置される予定である。
 - * 市役所本庁舎端末は、業務（3）により調達する端末である。
- (3) クライアント機から、直接サーバー機のデータへの入出力を可能とし、汎用的なフォーマット（エクセル、CSV、ワード等）で取込や出力ができること。
 - (4) システム上に入力するデータについては、校務用端末機から入力用ファイル（マイクロソフトのエクセルシート及びワードファイル等）を、取り出し、そのファイルを教職員用端末機で入力できるようにすること。
 - (5) 校務用端末機が教職員1人1台の状況においても、使用に耐えうること。
 - (6) コンピュータウィルス対策機能を有していること。（ただし、本システムはクローズ環境で稼働することとなるため、定期的に媒体を使用して手動でアップデートすることを想定。）
 - (7) 媒体による、業務処理データのバックアップ機能を有していること。

【プログラム基本要件】

- (1) 児童生徒情報は、箕面市の学齢簿システムから提供されるデータに基づき作成されること。
- (2) 児童生徒情報の氏名は、外国人児童生徒の通称に対応すること。
- (3) 児童生徒情報は、9年間一元的に管理、運用できるものとし、市立学校に転校した場合、又は市立中学校に進学した場合は、当該児童生徒のデータが新しい学校に引き継ぐことができること。また、市立学校以外に転出し、再度市立学校に転入した場合も同様とすること。
- (4) 教職員情報は、学校間を異動する転勤後も新しい学校に引き継ぐことができること。
- (5) 各データのアクセス権を設定すること。
 - ① 市教育委員会…全ての市全体・学校・個人の個々のデータを扱うことができる。
 - ② 学校管理職…自校区の全てのデータと市全体の代表値を扱うことができる。
 - ③ 学校教職員…教員個人が関わった児童生徒の個々のデータと所属する学校・学年の代表値及び市全体の代表値を扱うことができる。
- (6) 任意のデータを抽出する機能を有すること。
- (7) 帳票類は、PDFにて保存できること。
- (8) ユーザーのアクセスログを記録できること。

【各業務機能要件】

<箕面学力・体力・生活状況総合調査関連業務>

- (1) 各調査から提供されるデータを、児童生徒一人ひとりのデータベースに格納し、毎年実施される

調査のデータを、児童生徒一人ひとりのデータベースに追加していくために、データベースに調査結果を格納すること。(児童生徒一人ひとりのデータベースを、最大9年分格納する。)

- (2) データベースから、次のような帳票を出力できること。
 - ① 個人の全てのデータを一覧にし、それを9年間積み重ねていくような一覧表及びグラフ化したもの。
 - ② 学校ごとの全調査の平均等を一覧表及びグラフ化したもの。
 - ③ 特定の学級のデータを抽出した一覧表やグラフ。
 - ④ 特定の学級の過去の成績を一覧表やグラフにしたもの。
 - ⑤ 2つの特定の学年の指定する集団の教科又は観点、項目について、複数年の伸び率を一覧表にし、散布図にしたもの。
 - ⑥ その他、箕面市教育委員会が必要と判断するもの。
- (3) 教員が指導している児童生徒の調査結果データを教員ごとに集計、分析し、一覧表やグラフ化できること。

<授業評価アンケート、授業観察、学校評価関連業務>

- (1) 各調査等から提供されるデータを、教員一人ひとりのデータベースに格納し、毎年実施される調査のデータを、教員一人ひとりのデータベースに追加していくために、データベースに調査結果を格納すること。
- (2) データベースから、次のような帳票を出力できること。
 - ① 教員一人ひとりの授業評価アンケート結果及び授業観察結果を一覧にし、年次ごとに積み重ねていくような一覧表及びグラフ化したもの。
 - ② 授業評価アンケート結果、授業観察及び学校評価結果について、学校ごとの平均等を一覧表及びグラフ化したもの。
 - ③ 教員にかかる児童生徒の箕面学力・体力・生活状況総合調査の結果と教員の授業評価アンケート及び学校評価との相関性をあらわすものを一覧表にし、グラフ化及び散布図にしたもの。
 - ④ その他、箕面市教育委員会が必要と判断するもの。

<校務関連業務>

- (1) あらかじめ登録する時間割により授業時数を管理できること。また、授業予定を変更した場合も随時再算出できること。
- (2) テスト結果や評価項目により成績を自動算出できること。ただし、評価基準や評価配分は学校別及び教員別に設定できること。
- (3) (2)により算出した成績に基づき、成績一覧表、通知表及び指導要録を作成し、出力できること。通知表は学校ごとにレイアウト、項目を設定できること。
- (4) 登録されている情報から任意に項目を選び、学校、学年、学級等の名簿を作成し、出力できること。

7 データの保存期間

児童生徒個人のデータは、小学校に入学日から、中学校卒業日まで保存できることとし、中学校卒業後一括してデータを削除できるものとする。ただし、個人データの削除後も学級、学年、学校、市全体の代表値は保存できること。

8 データの保管場所について

教育センターにサーバー機を設置し、サーバー機内に保管する。

9 ネットワーク分析

現状のネットワーク等を調査し、システム構築の問題点がないかどうかの事前分析と解決方を確立すること。なお、本作業は「箕面市学校情報ネットワーク設定変更業務」を受託した業者と打ち合わせのうえ行うこと。

10 データのアクセス権について

市教育委員会、学校管理職、学校教職員それぞれについて、扱うことのできる情報を区別する。そのためアクセスについての権限の段階を設定する。

- ① 市教育委員会…全ての市全体・学校・個人の個々のデータを扱うことができる。
- ② 学校管理職…自校区の全てのデータと市全体の代表値を扱うことができる。(ただし、自校以外の自校区の学校の教職員のデータを除く。)
- ③ 学校教職員…教員個人が関わる児童生徒の個々のデータと所属する学校・学年の代表値及び市全体の代表値を扱うことができる。

11 本システムの稼働開始時期

平成25年9月1日付の稼働開始を想定している。ただし、箕面市教育委員会と協議のうえ、一部の機能については、履行期間内に段階的に納品することができる。

業務(3)

1 業務名

箕面学力・体力・生活状況総合調査システム機器調達業務

2 履行期間

平成25年6月1日から平成30年5月31日まで

3 履行場所(調達機器設置場所)

箕面市教育センター(箕面市船場西3丁目8番22号)及び箕面市役所(箕面市西小路4丁目6番1号)

4 業務内容

以下に指定する機器の調達業務。調達は60カ月間の長期継続契約によるリース調達とし、本システムとして稼働するよう設定された機器を調達することとする。

また、以下に示す機器以外にも、システムの稼働に必要なミドルウェア・ネットワークシステムが問題なく稼働するスペックのものを調達すること。

なお、本契約にて調達する機器については、賃貸借契約終了後は発注者へ無償譲渡することとする。

5 調達機器構成

○教育センター設置

サーバー(管理用のディスプレイを含む) 一式

(箕面学力・体力・学習状況総合調査システム導入業務において提案するシステムの稼働に必要な構成とすること。)

サーバーラック (19インチラック、収容ユニット数: 42) 1台

○箕面市役所設置

クライアント端末 2台

プリンタ 1台

次の機器明細は、構成例であり、同等以上の機能を有するものであれば、異なる構成でも可とする。

品名	型名	数量
【サーバ】		
PRIMERGY RX200 S7	PYR207R2N2	3
ラックレールキット	PYBRR05	3
電源ユニット 450W	PYBPU451	3
電源ケーブル 3m	PYBCBP102	3
ServerViewSuite DVD&ドキュメン	PYBSV01	3
CPU Xeon 3.30GHz	PYBCP15XH	3
メモリ 4GB	PYBME04VA	12
SAS アレイコントローラカード	PYBSR2C2	3
SAS HDD 300GB	PYBSH305C	12
RAID 設定サービス RAID5+HotSpare	PYBAS5H	3
FUN ユニット	PYBFA04	3
WindowsServer2008 R2 Standard	PYBWPS8	3
高機能無停電電源装置 (1500RMJ)	PY-UPAR15	3
PowerChuteBusinessEditionBasic	B5140R55C	3
System Recovery Server 2011 基本ライセンス ACD		3
System Recovery Server 2011 Windows メディアパック		1
SQL Server Standard Edition 2012		50
ドライブ NAS ラック対応 8TB	TS-RVH8.0TL/R6	1
オンサイト保守パック 標準5年	OP-TSON-5Y	1
19インチラック 42U	19R-274A2	1
17インチ ラック・コンソール	PG-R4DP1	1
KVM スイッチ 4ポート	PG-SB205	1
KVM ケーブル 1.8m	PG-CBLDP15	3
【プリンタ】		
モノクロレーザープリンタ 両面印刷セットモデル	LP-S3500	1
増設一段カセットユニット	LPA3Z1CU3	1
【パソコン及びソフトウェア】		
ESPRIMO D582/F Win7Pro	FMVDK3F0E1	2

DVD-ROM	FMC-DVDC3	2
光学式マウス	FMC-UMDC2	2
液晶 TFT 17 型	LCD-AD179GEW	2
OfficePro2010 アカデミックライセンス		2
OfficePro2010 メディア		1
PortShutter V3 追加ライセンス		2

業務（１）（２）（３）共通事項

1 個人情報の保護

- (1) JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）に準拠した個人情報の適切な取り扱いを実施すること。
- (2) 業務で取り扱う児童生徒、教職員の個人データは、箕面市個人情報保護条例を遵守すること。

2 不測の事態への対応

- (1) 事業者は、不測の事態が生じた場合、直ちに箕面市教育委員会に報告しなければならない。業務遂行に問題が生じる可能性のある場合も同様とし、箕面市教育委員会と協議の上、対処する。
- (2) 事業者は、不測の事態に対処するための管理体制を整えておかなければならない。
- (3) 非常変災等による日程の変更が生じた場合等については、箕面市教育委員会から事業者に連絡する。また、協議の上、事業日程等の変更を行う。

3 損害賠償

事業者は、業務の履行に伴い、本市もしくは第三者に損害を与えた場合は、損害賠償に応じること。

4 留意事項

- (1) 事業者は、本契約に関して箕面市教育委員会が開示した情報等（公知の情報等を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
なお、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に箕面市教育委員会に承認を得ること。
- (2) 納入成果物に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権並びにノウハウ（営業秘密）は箕面市教育委員会に帰属し、箕面市教育委員会が独占的に使用するものとする。ただし、事業者は、納入成果物に関し、著作権若しくはノウハウ（営業秘密）を自ら使用し又は第三者をして使用させる場合は、箕面市教育委員会と別途協議するものとする。
なお、事業者は箕面市教育委員会に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (3) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、箕面市教育委員会が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、事業者は当該契約等の内容について事前に

箕面市教育委員会の承認を得ることとし、箕面市教育委員は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら箕面市教育委員会の責めに帰する場合を除き、事業者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、箕面市教育委員会は係る紛争等の事実を知ったときは、事業者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を事業者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

5 補則

本仕様で定めのない事項については、事業者と箕面市教育委員会が協議の上、決定する。